

令和8年4月1日から

公共の場での客引き、客待ち行為は禁止



客となろうとする人から、
声をかけられる目的で「うろつく」
「たたずむ」「たむろする」などの行為



通行人など不特定多数の中から、
相手を特定して、客になるように
誘う行為



特定の個人を呼び止めるなどの交渉をせず、
不特定多数の通行人に対して
呼びかける「呼びこみ」や「ティッシュ配り」は、
原則として本条例の規制対象とはなりません



違反者への罰則等（令和8年7月1日～）

指導・勧告

行為の中止をするよう
指導・勧告します



過料

5万円以下の過料
支払いを命じます



公表

指導・勧告に
従わなかった場合、
その旨を公表します

詳しくは荒川区ホームページをご覧ください、
直接お問い合わせください。

荒川区役所 生活安全課 03-3802-4652

